

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第 4 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 30 年 10 月 10 日

茨城県監査委員	細 谷 典 幸
同	伊 沢 勝 徳
同	深 谷 一 広
同	羽 生 健 志

第 1 住民監査請求の内容

1 請求人

日立市 杉本 信夫

2 茨城県職員措置請求書の提出

平成 30 年 8 月 3 日

3 請求の概要

請求人提出の「茨城県職員措置請求書」（以下「措置請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整し、資料 1 から資料 2 及び資料 4 から資料 28 までの記載は省略した。

（1）茨城県知事に関する措置請求の要旨

ア 請求の要旨

（ア）請求の理由

- a 平成 29 年 9 月 22 日、茨城県高萩工事事務所道路管理課長 A 及び元道路管理課係長 B は、民有地（地番：日立市十王町友部字上台 3083 番 28、所有権者：日立市、C）と県道高萩友部（230 号）線の境界杭のうち、逸失していた

境界杭計4本を誤った位置に設置したため、当該県道路肩の一部約92平方メートルを私有地所有者Cに騙し取られ、実効的な土地の損害を生じている。現状放置した場合は、境界確定書にて県知事が境界を認めているため、将来は登記上の所有権移転を余儀なくされる可能性を否定できない。

- b 設置した境界杭は特別な場合に使用される特殊な埋設杭であり、県民サービス憲章第3項「公平・公正なサービス」に反して、Cに特別な便宜を図った不当な処分である。そもそも復元すべき境界杭は既存2本の杭と同様な地表に出る杭であり、平成25年1月15日付け県土木部道路維持課長の境界杭を復元する決定に即さない不当な処分である。当該処分の結果、合意事項が達成されず、要望に応えたガードレール費用が無駄になり損害となっている。
- c 設置された4本の境界杭は、結果として認められない無意味な復元になっているため、県の費用199,937円が無駄になり損害となっている。
- d 境界線を杭復元以前より熟知しながら、工事立会い時に復元位置の誤りを告知せず、また境界杭設置5ヶ月後に誤りを指摘され、正しい境界線上に目印のワイヤーを自ら張りながら、未だに復元位置が誤りである事実を告知せず隠蔽し続けているCの行為は、刑法第246条第1項の詐欺罪に該当する。
- e 設置した境界杭が誤っていることを認識しているにも拘らず、過ちを正さず隠蔽し続けているA課長の行為は、Cに利益を与えている刑法第246条第2項の詐欺罪に該当する。

(イ) 請求する措置

- a 茨城県知事は、地方自治法242条1項により、誤った位置に施設した境界杭を撤去のうえ、正しい位置に境界杭を改めて復元し、新たな境界確定書を作成せよ。また、県及びC双方に責任があるため、同費用の半額をCに負担させよ。
- b 茨城県知事は、甚だ不公平な「確認事項」の埋設杭での復元については破棄し、復元し直す境界杭は、既存の境界杭同様に杭上部が地表に出る、県の通常の境界杭を施設せよ。通常の杭を施設する合意の証に提供したガードレールを無駄にしてはならない。
- c 茨城県知事は、地方自治法242条1項により、誤った位置に設置した境界杭復元の費用199,937円の半額はCに弁償させよ。残りの半額はA課長とB元係長に応分負担にて弁償させよ。
- d 茨城県知事は、県道路肩の一部について実効的使用権を与えたことの損害及び誤った位置の境界杭復元で発生した損害について被害届を警察に出

すと共に、Cについては故意が明白であり悪質につき、刑法第246条第1項の詐欺罪で告訴せよ。

e 茨城県知事は、A課長とB元係長については、Cに無償で土地の実効的使用権という利益を与えているため、また、その事実を知らずして是正しない故意があるため、刑法第246条第2項の詐欺罪で告訴せよ。

f 茨城県知事は、A課長及びB元係長を、誤った位置に境界杭を復元したこと、県に損害を与えたこと、公平・公正なサービスを逸脱した不当な埋設杭設置処分をしたこと、平成25年1月15日付県土木部道路維持課長の境界杭を復元する決定に即さない不当な処分をしたこと、誤った位置での境界杭復元を認識しながら本件住民監査請求日現在なお改めようとしないこと等の理由により懲戒処分せよ。

イ 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

県職員身内の不始末について、冷静かつ公正・公平な判断ができるとは思えないため。また県議会議員では、畜産事業者のCを擁護する可能性が高く公正な判断ができるとは思えないため。

上記、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。併せて、同法第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めます。

(2) 別紙 事実証明書

ア 県道路肩の約92平方メートルをだまし取られている

C所有の民有地と県道高萩友部線の境界杭のうち、逸失していた4本、即ち杭呼称「道乙5」～「道乙8」を、平成29年9月22日に県高萩工事事務所道路管理課のA課長と元B係長がC立会いの上で資料1のとおり設置し、同年10月17日に茨城県知事とCによる資料2の境界確定書が締結された。しかし、当該境界杭4本は本来の位置より大幅に県道の路肩内に入り込んで設置された。本事案の場所は資料1の3頁で、本件監査請求者が追記したE枠内にある。資料3は、本件監査請求者が作成した前述E枠内を分かり易くした図である。当該境界杭4本は、既存の境界杭「道乙4」（資料21の頭部分だけ見えている杭）と「道乙9」（資料4で、右側の赤いリボン付き境界シノ下部の杭で、「道乙9」と杭に埋め込まれた白色板上に記名されている）を結ぶ黒線の直線上青四角位置に設置されるべきであった。実際には赤破線上の誤った赤丸位置に設置され

た。誤りが発生した直接の原因は、基準としての「道乙9」のつもりで、道路側溝方向に約1.25メートル離れた別の境界杭（資料4の左側の灰色の杭）を誤って使用したためである。E枠内で、「道乙9」近辺の南北方向の境界線が、東西方向にわずかなズレを視認できるが、A課長が慎重を期して同部分の拡大した地積測量図等を入手していれば、同場所には資料4に示すような2本の杭が存在して、いずれが「道乙9」であるかを知り得た筈である。それをしなかったことは、重大な落ち度があったと言わざるを得ない。

本件監査請求者が現場の道路上に設置されている埋設杭の位置を示す目印（資料5の1の(4)に記載の目印が、資料2の3頁の境界確定図で測量ピンの位置に有り、資料6が現場の歩道上に有る実際の「道乙8」の目印）を使用して、埋設杭の位置を割り出し、他の「道乙7」と「道乙6」も同様に割り出し、夫々の位置に角棒3本を立てて検証した。3本は既存灰色の杭と既存「道乙4」を結ぶ直線上に位置していることが資料7及び資料8の写真のとおり判明し、資料3に示した誤った赤丸位置に埋設杭が設置されていることが検証された。埋設杭が角棒位置の地下50センチメートル程に実在することは、細い金属棒を地表から突き刺して確認した。Cは「道乙9」が資料4の右側の杭であることを明白に知っていたが、資料1の9頁の上側写真での測定の基準とする既存境界杭の確認の立会い時に、悪質かつ不誠実にも誤りであることを告知しなかった。誤って特定された杭が人物と一緒に余分な黒塗りで隠蔽されて文書開示されていることは言語道断であるが、逆にいえば、A課長自身が資料1の公文書を開示した時には、正しい「道乙9」杭を認識していた証拠と思料できる。

資料1の4頁及び資料2の3頁の境界確定図で、破線にて示されている境界線が「道乙4」から「道乙9」に行くに従って側溝に近寄っているが、正しい境界線は資料7の白線を見ても、資料20及び資料21のC自身により正しい境界線の目印として張られたワイヤーを見ても分かる様に、側溝に対してほぼ平行である。境界確定図に誤りが有ることを示している。

資料1の6頁及び資料2の5頁において、「道乙8」の埋設位置が側溝に近過ぎるので側溝と一緒に写り込んでいる。正しくは資料4に示す既存の「道乙9」と同様に、側溝から約1.8メートル離れていなければならない、埋設位置が正しければ側溝が写真に写り込むはずがない。この点も「道乙8」の埋設位置が完全に誤っており、また境界確定図には根本的に誤りが有ることを示している。

結果として、県道の路肩約92平方メートルを永続的な使用権と言える利益を無償でCに与えたと言える。登記上の所有権移転はされていないが、実質上はCが自由に合法的に使用できる状況である。境界確定書にて県知事が認めているため、将来には所有権移転を余儀なくされ、登記上も財物として奪い取られ

る可能性を否定できない。また、将来当該場所にCが建築物を立てていて、何かの事情で境界杭の誤っていることが発覚した場合、その取り壊しや復元の補償で大きな費用負担を強いられることになり得る。本監査請求者が住民監査請求もせず何も異議を唱えなければ、Cに何ら責任は生じないためである。

イ 公平・公正な県民サービスに反する特別な便宜を図った不当な処分で、通常の杭で復元する合意の証として設置したガードレールの費用が無駄になった

境界杭復元について、資料5の1(4)のとおり、農耕作業の支障になるとのCの要望を受け、資料1の4頁に示す位置に、資料1の5頁及び6頁の写真のとおり通常は使用されない、概ね地下50センチメートル程の深い位置に杭の最上部が位置する埋設杭という特別な杭が設置された。元の杭は資料4のとおり地表に杭の上部が表出している、営林署で広く一般に使用している通常の杭であった。埋設杭は住宅の出入り口に杭が存在して支障が生じるような特別な事情がある場合に使用されることを、A課長自身からも説明を受けている。しかしながら、農耕作業の支障になるという理由は、本来配慮すべき特別な事情とは認められない。なぜならば、県道と接する農耕地は殆どがトラクターや耕運機或いは刈り払い機などの機械を使用するとき、同様の事情(支障)が存在すると思料されるからである。Cだけが埋設杭設置という思恵を受けることは認められない。埋設杭では道路維持課長が平成25年1月15日付文書(資料9)の決定を満たすことにはならず、「復元」にはなっていない。また、資料13にある県民へのサービス憲章第3項「公平・公正なサービス」に著しく反している。本件監査請求者は、このことについて資料10とおり、近隣の県道と隣接する民有地境界杭の写真(5頁)を例示して、埋設杭の不公平性をA課長に直接申し述べている。すなわち資料11の4頁及び5頁の写真にあるような通常の杭(Cの責任で復元された道乙1, 2, 3と同様の杭)で復元すべきである。なお、地表に出る通常の杭にて4本の境界杭を復元する合意が、県高萩工事事務所道路管理課の前任担当のD係長とCの代理責任者で成立していたとD係長自身から直接聞いている。合意した証として、要望されていたガードレールを設置(資料12)したことも聞き及んでいる。同合意があったことはA課長自身からも2度も直接聞いている。A課長は、合意について具体的な復元位置の導出方法が定まっていなかった不備を指摘しているが、引き継ぎ後に本来すべきは、その不備を補う交渉により、Cに理解を求める方法で解決すれば良かったはずである。元々あった「地表に出ている境界杭」の復元という根本的必要条件を埋設杭に変えるべきでなかった落ち度がある。この結果、前述のガードレールが無駄になってしまい損害となっている。D係長の話から判断して、資料11の非開示部には、残りの「道乙5」～「道乙8」も同様な復元で合意し、見返りに

ガードレールが要望された事実が記載されていると史料する。

ウ 埋設杭設置費用 199,937 円が無駄に使用され損害となっている

復元された 4 本の境界杭は、実際の境界がどこにあるか容易には分からないため、越境耕作して県道の路肩が不正利用されても周辺住民のみならず、C 自身にも、或いは県高萩工事事務所関係者にも分からない。弊害こそあれ、前述アのとおり誤った位置に、まったく無意味な設置であったため、資料 14 に示す県の費用 199,937 円が無駄に使用され、損害となった結果になっている。関係した県職員の労務費を含めるとさらに大きな費用の無駄使いである。

エ C は刑法第 246 条第 1 項の詐欺罪で告訴すべき不法行為者である

(ア) 資料 1 の平成 29 年 9 月 22 日の境界杭復元時に於いて、C は資料 4 に示す 2 本の杭のいずれが「道乙 9」の杭か熟知していた事実を示す。

a 資料 9 は、平成 24 年 12 月 25 日付本件監査請求者からの資料 15 の提案に対する回答である。C は同提案以前の平成 17 年に山林を開墾（資料 25 の 23 頁及び 24 頁の写真）してから平成 24 年まで 8 年間に渡り資料 16 のように、道路法第 24 条に反して県道路肩を側溝間際まで許可なく耕作し牧草等を栽培していた。その面積は概ね 200 平方メートルほどになる。しかしながら、前述提案以降の平成 25 年から埋設杭を設置した平成 29 年までは、高萩工事事務所道路管理課の前任者 D 係長の指導があり、境界杭「道乙 4」と「道乙 9」を直線で結んだ線を概ねの敷地境界として守ってきた。平成 25 年 9 月 29 日撮影の資料 17 では県道の側溝から 1.8m 程離れて牧草の栽培をしているのが確認できる。「道乙 4」側から見た資料 18 でも正しい境界線を概ね守っているのが確認できる。

b 資料 1 の 9 頁上側写真は、平成 29 年 9 月 22 日、境界杭復元作業時に A 課長と C が既存の「道乙 9」杭を写真 1 で示した灰色の杭であると誤った確認の立会いをしているところである。下側写真は復元すべき 4 本の杭が歩道に沿って直線上に並ぶ方向（「道乙 9」から南方向）を写している。上側写真では飼料用トウモロコシの植栽が境界シノの付随した正しい境界杭「道乙 9」までになっており、「道乙 9」から側溝までの間は雑草が生えているのが分かる。資料 1 の 9 頁下側写真、資料 1 の 7 頁の最下写真及び資料 1 の 8 頁の写真でも雑草の生えた路肩が同様に確認できる。即ちこの時点でも C は正しい「道乙 9」及び正しい境界線を熟知していたことが明白である。

c 資料 19 は、誤った位置に埋設杭施設後の平成 30 年 2 月 19 日に、C が飼料用トウモロコシ作付け準備の耕作状況を示している。誤った位置の境界線に沿って耕作、施肥しているのが確認できる。平成 25 年以降は前述 a,

b のとおり正しい境界を守ってきたCが急に県道路肩に大きく食い込んで越境耕作したので、同日A課長に苦情通報して、即刻現場状況を確認して適切な指導をするよう伝え、16時に現場へB元係長を伴って出動戴いた。本件監査請求者は不法行為の通報時に、聞いたこともない埋設杭なるものが境界杭として既に設置されたことを知らされた。杭の位置自体は正しい位置に埋設されているとの説明を受けた。本件監査請求者は正しい「道乙9」がどの杭かを指し示し、現実には越境耕作していると指摘すると共に、たとえ正しい位置に埋設杭があっても目に見えないから、かくなる越境工作の不法行為が起こると付け加えた。(Cは新しく確定した誤った境界線に沿って耕作しているに過ぎなかったと思料する。)A課長の説明では、翌2月20日にCに電話で境界を守るよう指導をしたとのこと。また越境耕作を未然防止のために既存の「道乙9」と同様の境界シノを各埋設杭位置に立てる提起をしたが拒絶され、代替としてC自ら正しい境界線上にワイヤーを張って越境耕作しないよう守る約束をしたとのこと。この指導の経緯はA課長自身のメモを残してあり、公文書記録としては作成していないとの説明を受けている。さらに翌日2月21日の午前中に、Cは資料20に示す既存の正しい「道乙9」と資料21の「道乙4」を結ぶワイヤーを張り、ワイヤーから県道路肩まではみ出していたトラクターの耕作した跡や白い施肥の跡を足で蹴散らかして分からないようにしていた。Cが正しい境界位置を熟知している証拠である。前述a及びbのとおり境界復元時前から知っていたことは明白であり、なおかつ平成30年2月21日以降現在も確実に熟知していると判断できる。また、境界シノを埋設杭の地表に立てることを拒否したのは、境界確認立会いで基準杭を偽ったために、誤った位置に埋設杭が施設されている事実がA課長に知られ、周辺住民にも知れ渡ることを恐れたからであると容易に思料できる。

(イ) Cの不法行為は、刑法第246条第1項の詐欺罪の要件を完全に満たしていることを以下に述べる。

a まず、詐欺罪の実行行為すなわち人を欺いて財物を交付させた事実がある。資料4及び資料1の9頁上側写真で、既存の正しい境界杭「道乙9」が2本のうちいずれかをCは知っており、また埋設杭の設置時に県道の路肩の一部をだまし取る結果になることを知りながら、A課長と立会い確認で告知しなかった故意性がある。もらい過ぎた釣り銭を黙っているのと類似している。

b A課長は資料4での灰色の杭が既存の正しい境界杭「道乙9」であると完全に錯誤した。

- c その結果、前記灰色の杭と既存の境界杭「道乙4」を結ぶ直線上に「道乙8」から「道乙5」の4本の埋設杭を施設し、約92平方メートルの県道路肩をCの土地として県知事が認めた。
 - d Cは同土地を合法的に、自由に、永続的に無償で使用する権利を得たと認められる。耕作して植栽しようとする建物を建てようとする自由である。所有権移転登記は発生していないので財物が移動していないとの見方もできるが、永久に無償の賃借権なる財物を得たと判断出来る。日立市報によれば、当地域では20平方メートル当たりの貸し農園料相場は年間3,000円であることから、金額換算で年間13,800円の財物を得たのと等価であるとも言える。平和裏に永続的に使用していた場合、県は将来所有権移転を強いられる可能性を否定できない。即ち登記上も財物移転となり得る恐れがある。
 - e 約92平方メートルの土地を自由に使用される損害が発生している。或いは貸し農園料として貸せば年13,800円の財物を得られるところを一切得られない損害が発生しているとも言える。将来は土地自体を失う損失が生じ得る。また、改めて正しい境界杭を復元しなければならないので、誤った位置に埋設杭を施設した資料14の合計費用199,937円の損害が既に発生している。
 - f さらにCには不法領得の事実がある。資料19に示したとおり、だまし取った土地を耕作して飼料栽培しようとしていたことは明白である。
- (ウ) Cの不法行為は前述した詐欺行為だけではない。そもそも県道との境界杭8本を刑法262条の2に反して無断で逸失させたのはC自身である。資料15の提案文書を提出した時点では、「道乙5」～「道乙8」の4本は、平成17年5月前後に自ら山林を開墾した時に逸失させ、「道乙1」～「道乙4」の4本は平成23年11月ごろから平成24年4月末までの無許可埋め立てで逸失させた。当初は資料22のイのとおり前任者のD係長の問いただしに対して、8本の杭は1本も無かったと偽っていた。しかしその後、平成24年12月27日にD係長らが2箇所杭「道乙7」と「道乙8」を掘り下げて有無を確認していたとき(資料23の3～6頁)、Cが現場に来たため再確認したところ、資料22のロのとおり、8本のうち4本(「道乙1」～「道乙4」)については自分たちが埋めたことを認めている。また「道乙4」については、埋められたところを目撃したという近隣住民の証言で、資料28のとおり前任者D係長らにより平成25年4月4日に掘り出された。しかしながら、前述したように掘り下げて有無を確認した2本の杭を含む計4本、すなわち「道乙5」～「道乙8」については、資料22のハ及び資料24に記載のとおり、最初から無かったと主張を続けている。ところが、「営林署から購入した状況で使用してい

る」というのはまったくの偽りであることが明白な事実がある。

- a まず資料 22 のイのとおり、営林署の杭は有ったとの証言があり、国家機関で国有地の売却に精通した旧営林署が、複数の境界線変曲点を有する境界線に境界杭を施設せずに売却することは断じてないと言える。そもそも 8 本の境界杭（実際には 9 本）は県道 230 号線拡幅工事のために、国有地を県に道路用地として売却するために施設されたものであり、9 本の位置は直線上にはないので、県への売却時に杭が無かったはずがなく、測量図等が県の永久保存文書として保管されていると思料する。県道の拡幅工事が完了後しばらくして、平成 16 年に当該県道に接していた国有地を営林署が公開入札を経て C に売却したのであり、C への売却のための境界杭ではなかった。同入札案内書の実測図（資料 25 の 21 頁）にも 9 本の杭が明示されている。また、同実測図において、発見された「道乙 4」と「道乙 9」だけが存在し、他の杭はなかったと考えるのは極めて不自然である。
- b 資料 25 の 4～21 頁は前述国有地の入札案内書である。土地の種目は森林であり、立木が 458 立方メートルと同案内書 5 頁に明記されている。本件監査請求者も入札に参加するため、妻が代理で現地にて説明を聞き、実際に本入札案内書に基づき現地山林であった土地を一周して杭の位置も確認している。当然ながら C も本入札案内書を入札前に入手しているのは言うまでもない。また同土地は監査請求者の隣地でもあるので、C が買う以前から鬱蒼とした雑木林が県道側溝間際まであったことを熟知している。また近隣の池の端団地或いは上台団地の多くの住人も雑木林であったことを熟知している。
- c 資料 25 の 22 頁はインターネット上 Yahoo の地図に使われていた航空写真で、概ね平成 15～16 年頃の撮影と見られるが、周囲と同様の山林が県道間際まであることが明らかである。
- d 資料 25 の 23, 24 頁は C が平成 17 年 4～5 月に山林を伐採して開墾している状況を本件監査請求者の妻が何回も直接目撃して撮影した写真である。側溝間際まで灌木等が茂っていたことが明白である。この開墾作業は多数の散歩していた近隣住民も目撃している事実である。

前述入札案内書と開墾中の写真は、資料 26 に記載のとおり、前任者 D 係長に貸し出して複写することも許可している。また資料 25 はすべての添付資料と共に本庁道路維持課長宛に提出した文書である。

C の不法行為については、資料 25 の 1～3 頁及び 32, 33 頁に詳述しているが、日立市にも県にも無許可で理め立てを行った際に残土で「道乙 1」～

「道乙4」を埋め込んでしまい、「道乙4」は後日近隣住民の目撃証言から掘り出された（資料28）ので、「道乙1」～「道乙3」の3本について、Cの責任で資料11の3～5頁のとおり復元された。しかしながら、刑法262条の二は親告罪ではないので、盗んだものを返しても窃盗罪が無くならないのと同様に、たとえ損壊等した杭を復元したとしても、県が告訴しようとしまいと犯した罪は消えない。また詐欺罪についても親告罪ではないので、Cが損害責任を負っても負わなくても、県が告訴してもしなくても詐欺罪が消えるわけではない。

オ A課長の不法行為は、刑法第246条第2項の詐欺罪に該当する

A課長が誤った位置に杭を復元して、Cに利益を与え、県に損害を発生させていることを既に自覚していることを以下に述べる。

(ア) 前述イで述べたように、A課長には既存の境界杭「道乙9」を特定する際の事前の調査において重大な落ち度があった。エ(ア)bで述べたように、平成30年2月19日、A課長とB係長の現場出動の際に、本件監査請求者は正しい既存の境界杭「道乙9」が2本のうちどちらの杭であるか指し示している。埋設杭を設置した平成29年9月22日から、その時点ではまだ5ヶ月しか経っていない。しかも逸失した4本の杭復元の事案は、5年もの長年の懸案でもあった。県高萩工事事務所道路管理課の前任者D係長が平成27年4月の異動前に、通常境界杭で復元するので、中古の杭であるがすでに塗装済みで、一人では持てない重量のある杭であると言いつたが、担当者がB係長とA課長に代わってから、予算が無いなどと言いつつ一向に杭復元作業を実行に移さないで、平成29年6月頃、本件監査請求者の妻が進捗確認し、平成25年1月25日付道路維持課長の決定どおり、地表に大きく出る杭の復元を早めるよう督促している。これに対して、平成29年12月までを目標とし、遅くても平成29年度内には復元すると、A課長自身が約束した案件であり、印象深い事案であったと言える。また、資料4の場所には2本の杭しか存在せず、それらは1.25メートル離れており、しかも正しい「道乙9」には赤いリボンの付いた境界シノが付随している。どちらの杭を「道乙9」として使用したのか2名の県職員とも忘れてしまったと言いつた逃れることはあり得ない。すなわち4本の境界杭を誤った位置に設置したこと、92平方メートルもの県道路肩の土地をCに無償で与えてしまったことを認識したと思料する。また、この時点からその事実を隠蔽するようになったと思料する。

(イ) 本件監査請求者は、資料2の開示を受けてその内容を精査した結果、資料2の3頁の図面で、境界線を示す破線が「道乙9」に近づくほど側溝に近寄っていること及び図面上の「道乙9」が側溝に近過ぎるのは誤りであると思料

した。正しい境界線は側溝にほぼ平行で、資料4の「道乙9」同様に、側溝の端から約1.8メートル離れていなければならない。すなわち埋設された杭も同様の位置でなければならないが、資料2の5頁で、「道乙8」埋設前の写真下部に側溝の端が視認できる。側溝の端から正しく1.8メートル離れているとすれば、これほど側溝に近いはずはなく、側溝が写り込むことはあり得ない。明らかに埋設位置を誤っていることが分かる。

平成30年3月16日に高萩工事事務所長宛に上記のことを指摘するため、資料27をファックスし、用地課F氏に電話をして「A課長に直接渡すのではなく、必ず所長に渡すように伝えて了解戴いた。同資料に、2つの杭が存在することを丸囲みの図で示している。

同日16時頃にA課長から電話があり、最終的な説明では、図面の書き方が誤っているだけで、測量自体は誤っていないことを測量士にも確認済みとのことだった。資料2の3頁の図面は測量結果をCADで図面化しているので、数値の誤った図面は矛盾が生じるため技術的に書くことができない。即ちこの図面は現地での測量結果を正しく反映していると考えるのが妥当であり、逆に根本的な誤りが測量自体にあると考えるのが合理的である。A課長の説明には合理性がなく、明らかに測量の誤りを隠蔽していると思料せざるを得ない。

(ウ) 平成30年4月13日付でA課長宛に送付した資料10の6頁の写真で視野手前の大きく写っている杭は、Cの責任で復元された境界杭「道乙3」であり、その先の細い棒の元には「道乙4」がある。視野の遠くには赤いリボン付きの境界シノが付随している「道乙9」と測量時に誤って使用された灰色の杭が見られる。写真上に書き込んだ白い直線は正しい境界線の位置、曲がりくねったワイヤーはCが自主的に張った境界目印である。本写真を見れば、埋設杭施設時に使用した杭が誤っていたことがすぐに分かった筈であるが、その後も何ら是正しようとしていない。ちなみにワイヤーは境界線の目印として、A課長も後日認めているとおりのり、風に吹かれて大きく移動し、正確な境界線を示さないことがあるので、甚だ不適切であることが分かる。

A課長は、誤った位置に埋設杭を設置したと自主的に認めて告白すると自らの責任を問われるため、いまだにまったく気がつかない、あるいは分からないふりを続けている。第三者の指摘で初めて誤りに気がつく展開とし、発覚した場合にはCが不誠実にも立会い時に正しい境界杭を示さなかったのが原因と主張し、責任転嫁したいと考えていると思料する。

添付資料

資料1 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書

平成29年9月22日に4本の境界杭埋設作業を行い完了した事実、A課長とCの立会いで間違った「道乙9」を特定している事実、「道乙8」としての埋設杭の位置が完全に誤っていることが写真で分かる事実、「道乙8」～「道乙5」の4本とも位置が誤っている事実、Cが平成29年についても「道乙9」及び正しい境界を熟知している（飼料が正しい境界線を守って栽培されていることから分かる）事実、「道乙9」近辺は南北方向の境界線にわずかなズレと三角の土地が付随し注意する必要がある事実を証する。

資料2 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書

平成29年10月17日付で境界が確定した事実、「道乙8」としての埋設杭の位置が完全に誤っている事実、「道乙8」～「道乙5」の4本とも位置が誤っている事実、Cが正しい境界線を熟知していて守っているのが（県道路肩の雑草の生えた範囲から分かる）事実を証する。

資料3 本件監査請求者が作成した図

誤った既存杭を測量の基準に使用したことで、誤った位置に4本の杭が復元されたことを証する。

資料4 本件監査請求者が撮影して説明を加えた写真

正しい既存の境界杭「道乙9」には呼称名が表記されている事実、近傍には別の杭が存在する事実、県道と2本の杭の特徴及び位置関係の事実を証する。

資料5 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書

平成29年8月23日付で境界杭復元内容が確定した事実、特別な事情とは言えない事情が配慮されている事実、歩道上には埋設杭の位置を示す目印がある事実を証する。また非開示の塗りつぶし箇所には県民サービス憲章に照らして、認められない要望が記載されていると思料する。

資料6 本件監査請求者が撮影して説明を加えた写真

県道の歩道上に埋設杭の位置を示す目印のある事実を証する。

資料7 本件監査請求者が撮影して説明を加えた写真

埋設杭が実際に誤った位置に復元された事実を証する。

資料8 本件監査請求者が撮影して説明を加えた写真

埋設杭が実際に誤った位置に復元された事実を証する。

写真3の「道乙6」～「道乙8」位置の角棒が見えるよう拡大した写真。

- 資料 9 本庁道路維持課長から送付されてきた回答文書
道路維持課長が逸失した境界杭の「復元」を決定した事実を証する。
- 資料 10 本件監査請求者がA課長に配達証明付きで送付した文書
面会して埋設杭の不当性と弊害を近隣の県境界杭の事例写真を示して説いた事実、正しい境界線がどこであることを示した事実、正しい境界線は道路にほぼ並行である事実、Cの張ったワイヤーが境界目印として役立つ事実は証する。
- 資料 11 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書
「道乙1」～「道乙3」が復元された事実、ガードレール設置を要望された事実を証する。非開示部分には、残りの「道乙5」～「道乙8」も同様な復元で合意し、見返りにガードレールが要望された事実が記載されていると思料する。
- 資料 12 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書
平成26年1月28日付でガードレールが設置された事実を証する。
- 資料 13 本件監査請求者が県高萩工事事務所職員の許可を得て撮影した写真
「県民サービス憲章」第3項に「公平・公正なサービス」が挙げられている事実を証する。
- 資料 14 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書
「道乙5」～「道乙8」の埋設杭設置に要した費用の事実を証する。
- 資料 15 本件監査請求者が県知事宛に送付した境界適正化を求める提案書
Cが境界杭を逸失させた不法行為への対応を求めた事実を証する。
- 資料 16 本件監査請求者が「道乙7」、「道乙8」辺りを撮影した写真
Cが平成24年は側溝間際まで県道路肩を飼料栽培に利用していた事実を証する。
- 資料 17 本件監査請求者が「道乙5」～「道乙8」辺りと飼料畑を撮影した写真
平成25年はCが正しい境界を守っていた事実を証する。
- 資料 18 本件監査請求者が「道乙3」～既存の「道乙9」までを撮影した写真
平成25年はCが正しい境界を守っていた事実を証する。
- 資料 19 本件監査請求者が平成30年2月19日の耕作状況を撮影した写真
Cが正しい境界線を越境して、誤った位置に埋設された杭による誤った境界線沿いに耕作し、施肥までした事実を証する。
- 資料 20 本件監査請求者が平成30年2月21日の耕作状況を撮影した写真
Cが既存の正しい「道乙9」境界杭がどれであることを熟知している事実、正しい境界線も「道乙4」と「道乙9」を結ぶ直線であることを熟知している事実、埋設杭による境界位置まで越境耕作して肥料を撒いた証

抛を蹴散らして消した事実，埋設杭のある地表に境界シノを立てさせなかった事実を証する。

資料 21 本件監査請求者が平成 30 年 2 月 21 日の耕作状況を撮影した写真

C が正しい境界線を熟知している事実，埋設杭による境界位置まで越境耕作して肥料を撒いた証拠を蹴散らして消した事実，埋設杭のある地表に境界シノを立てさせなかった事実，正しい境界線は「道乙 9」から「道乙 4」までほぼ平行である事実を証する。

資料 22 県高萩工事事務所道路管理課から入手した文書

C が土地購入時に 8 本の杭は 1 本も無かったと偽った事実，営林署は 8 本全部有ったと言った事実，8 本のうち 2 箇所杭を捜索したが発見できなかった事実，C が一部の土地を埋め立てたことを認めた事実，耕作地について営林署から購入したままで使用していると偽った事実，C が埋め立てで逸失した杭は C に原状回復(埋設杭ではない)を求める方針を決めた事実を証する。

資料 23 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書

「道乙 7」と「道乙 8」の杭を捜索したが発見できなかった事実を証する。

資料 24 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書

C が最初から耕作地になっているのを買ったと偽った事実を証する。

資料 25 本件監査請求者が道路維持課長に送付した文書

境界杭の原状回復の適正化を経過や資料を添付して申し立てた事実，C が買った 8 本の境界杭の有った土地は山林であった事実，監査請求者も同土地の入札に参加し，現地説明も受けた事実，同土地が山林だったことを示す航空写真がインターネット WEB の Yahoo Japan 頁の地図に掲載されていた事実，8 本の杭が全部存在したことが同土地の実測図にも明記されている事実，山林が伐採された後，重機を使って開墾された事実，同土地の一部が埋め立てられた事実を証する。

資料 26 県高萩工事事務所道路管理課からの開示文書

C が買った山林であった土地を伐採し重機を使用して開墾している写真と，営林署による土地売却のための入札案内書を県高萩工事事務所へ証拠として貸し出し，コピーを取ることも本件監査請求者が承諾した事実を証する。

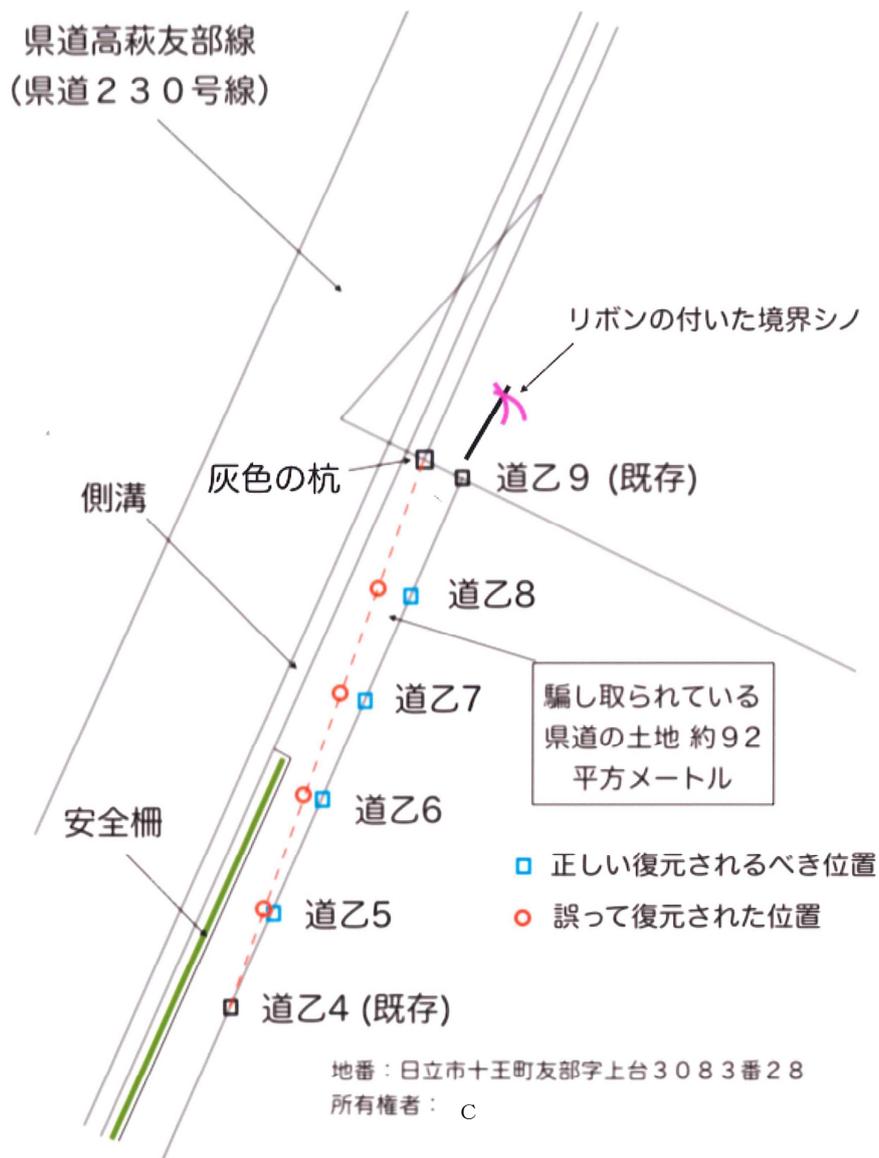
資料 27 本件監査請求者が県高萩工事事務所長宛に送ったファックス

平成 29 年 10 月 17 日付境界確定書の測量が誤っている可能性を指摘した事実，「道乙 9」の近傍にはもう一つ杭があり，どちらが「道乙 9」明

示して知らせた事実を証する。

資料 28 本件監査請求者が県高萩工事事務所の杭掘り出し作業を写した写真
近隣住民の目撃情報のとおり，埋められた「道乙4」境界杭が発見され
た事実を証する。

資料 3



第2 請求の受理

平成30年8月8日に監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法（以下、「法」という。）第242条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を受理することを決定した。

第3 個別外部監査契約に基づく監査

本件請求において、請求人は、法第252条の43第1項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査を求めているので、平成30年8月8日に監査委員会議を開催し、その相当性の有無について検討した結果、次のとおり判断した。

請求人は、個別外部監査契約に基づく監査を求める理由として、県職員身内の不始末についての監査であり、監査委員による監査では冷静かつ公正・公平な判断ができるとは思えない上、県議会議員の監査委員は、畜産業者のCを擁護する可能性が高く公正な判断ができるとは思えないとしている。

しかし、監査委員は独立性を持った行政機関であり、その職務を遂行するに当たっては、法第198条の3により常に公正不偏の態度を保持して監査をしなければならないとされており、請求人の指摘は当たらない。

よって、個別外部監査契約に基づく監査を実施することが相当であるとは認められない。

第4 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成30年8月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠等が提出されるとともに、陳述がなされた。

(1) 新たな証拠等の提出（記載は省略）

- ・資料29 本件住民監査請求者が埋設杭施設場所辺りを撮影して説明を加えた写真

既に提出済みの「別紙 事実証明書」に述べた「境界シノ」の代わりに果たすワイヤーを、Cが8月3日現在では既に勝手に取り外し

ている事実，結果として再び越境工作している事実を証する。

・資料 30 日立市報の抜粋写真

既に提出済みの「別紙 事実証明書」に記した日立市報による当地における貸し農園の年間使用料が，20 平方メートル辺り 3,000 円である事実を証する。

・資料 31 道路法抜粋

道路法は，第 3 条により国道，道府県道，市町村道に適用される事実，第 24 条により道路（車道や歩道のみならず，盛り土などの法面を含む道路用地）の工事をする場合は，道路管理者の事前許可が必要である事実，第 42 条により道路管理者は道路の維持，修繕をしなければならない事実を証する。

・資料 32 国土交通省道路局長からの通達

道路の維持修繕等の管理要領で，道路パトロールにより，道路法第 24 条に基づく工事等の監視や，道路隣接地における行為の道路への影響に留意することなどが指示されている事実を証する。

・資料 33 インターネット上の「道路 WEB」からの抜粋

平成 25 年の道路法改正に伴い，資料 32 の道路局長通達は道路法施行令第 35 条の 2 第 1 項に法制化され，道路パトロールが法律上の義務と明示されている事実を証する。

・資料 34 茨城県ホームページからの抜粋

茨城県の工事事務所では道路の通常パトロールで，不法工事や道路法違反事例の発見，対応も行なっている事実を証する。

・資料 35, 36 本件監査請求者が撮影して説明を加えた写真

茨城県高萩工事事務所が道路法第 42 条等で定められた道路パトロールで，対応・指導しなければならなかった，所有権者 C の土地で行われた規模の大きな，道路法第 24 条違反の無許可道路工事（埋め立て工事）の事実を証する。

(2) 陳述の要旨

請求人による陳述の要旨は，おおむね次のとおりであった。

ア 提出済みの別紙事実証明書に記述したように，境界シノを埋設杭の上に立てる提案を拒否する代わりに，C は境界位置を示すワイヤーを自主的に張る約束をしたため，A 課長は境界シノを立てなかった経緯がある。当該ワイヤーは，第三者にも境界を明示する意味を持っている。しかしながら 8 月 3 日現在，資料 29 に示すように，早くもワイヤーを取り外して再び越境耕作をし

ている現実を，茨城県高萩工事事務所は認識するべきである。他人の土地を無断で使用することは論外であり，境界まで耕作するために他人の土地へ勝手に機械を入れる行為についても許されない。農地における暗黙の規範は，境界杭の内側までしか耕作しないことであり，近隣と境界紛争を起こさないための鉄則であると言える。田んぼの畔まで耕作する人はいないと思われる。

イ 別紙事実証明書に，当地での貸し農園料の相場として，日立市報を根拠として挙げたが，資料 30 の赤枠内のおりである。

 C 自身も貸し農園を営んでいるので，周知の事実と史料する。

ウ 道路法及び関係法令等に定められている道路の維持・管理業務としての道路パトロールで，道路の無許可不法工事による境界杭の逸失を防げなかったのだろうかという疑問がある。県道 230 号線は資料 31 に示す道路法第 3 条のとおり同法等の規制を受ける。同法第 24 条では，道路管理者以外の者が道路の工事をする時は事前許可が必要であると規定している。また道路パトロールでは同法第 42 条に定められている対応及び資料 32 に示されている対応が求められている。また資料 34 には茨城県の行う道路パトロールの対応が述べられている。平成 23 年 11 月下旬頃から平成 24 年 4 月末まで行われた土砂の埋め立ては，同法第 24 条に反して行われた無許可不法工事であった。資料 35，36 のように始まり，資料 25 の 25 頁のように完了した。結果として境界杭「道乙 1」～「道乙 4」の 4 本が同工事で逸失したが，こういった事態を防止できなかったのだろうかという疑問に思っている。また逆にこのような規模の大きい工事でも，道路パトロールで対応できないのであれば，1 点目で述べた境界シノ代わりのワイヤー取り外しや越境耕作再発を防止するためには，埋設杭ではなく，既に提出済みの資料 10 の 5 頁のような地表に杭頭部が大きく出ている通常の境界杭を施設して，写真も含む記録を残しておくことが重要なのではないだろうか。実際に境界杭「道乙 1」～「道乙 3」の 3 本については資料 11 の 4 頁，5 頁の写真のように通常の境界杭で復元されたのですから，同様にすべきであると言える。

2 監査対象事項

本件請求において摘示された県道高萩友部線と隣接する民有地との間に係る境界杭の設置について監査対象事項とした。

3 監査対象機関

県道高萩友部線のうち本件請求に係る区域を所管する高萩工事事務所を監査対象機関とした。

4 監査対象機関への監査

高萩工事事務所より、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに、関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

(監査事項)

(1) 当該地の概要

- ア 所在地
- イ 当該地の所有及び登記の経緯
- ウ 境界杭設置の経緯

(2) 本件境界確定に係る事務手続

- ア 境界確定書について
- イ 境界杭「道乙5」～「道乙8」の設置について
- ウ 境界設置に係る問題点等
- エ 埋設杭について

5 監査対象機関の見解

請求人の主張に対して、監査の中で以下のとおり高萩工事事務所から説明を聴取した。

(1) 境界杭を誤った位置に設置したため実効的な土地の損害を生じているという主張について

民有地所有権者C及び請求人に対し、境界杭は道乙4から道乙9の見通しとなっていると高萩工事事務所が誤った説明をしていたため、両者が埋設した境界杭の位置を誤認した。

そもそもの境界杭の設置位置が、地積測量図とは異なることは事実であるが、請求人の主張は、道乙9と道乙4間に境界杭を設置すべきであったのに、道乙9に隣接する道路境界杭と道乙4間に境界杭を設置したことが誤りとの主張となっており、請求人の主張は県の誤った説明による誤解によるものと思われる。

また、Cは、県の誤った説明により、道乙4と道乙9間を直線的に見通したものを境界と認識しており、その直線の内側で耕作していることから、不当に県有地を侵害している事実はない。

設置した杭と境界確定書添付の境界確定図が不整合となっているが、高萩工事

事務所が改めて測量を実施し、その成果を基に平成 29 年 10 月 17 日に県と C が交わした境界確定書の内容を地積測量図と整合するものに是正する予定である。

(2) 埋設杭の設置が C に特別な便宜を図ったものであり、県土木部道路維持課長通知に即さないという主張について

境界杭の設置は、両者の合意が整うことが前提であるが、C は、境界杭を表面に出して設置した場合に、農耕機械により破損したりすると、境界損壊罪で訴えを起こされることを特に恐れており、境界杭を設置することに難色を示していた。

地権者の同意が得られなければ、境界杭を設置しないことが一般的であるが、平成 25 年 1 月 15 日付け道維第 495 号により、「県において境界杭を復元する」との回答を請求人宛にしており、再三にわたり請求人から設置を求められていたため、現地に境界杭を復元することを優先し、境界杭を埋設することとした。

平成 25 年 1 月 15 日付け道維第 495 号通知の意図するところは、両者同意の上、現地にて境界の位置を確認することである。境界杭を地表面より低く設置したとしても、いわゆる「逃げ杭」及び図面により再現は可能である。今回設置した方法でも、道路管理上の支障はないものと考えている。

(3) 地上にでる杭を設置する代わりとして設置したガードレール費用が無駄になり損害となっているという主張について

請求人が示した資料 11 の非開示部分には、C が復元した道乙 1 から道乙 3 作業時に受けた要望事項が記載され、そのなかで、当該地部分への不法投棄防止対策としてガードレールの設置が要望されている。本件、境界確定とガードレール設置については、関係がない。

(4) 既に設置した境界杭の費用 199,937 円が無駄になり損害となっているという主張について

平成 25 年 1 月 15 日付け道維第 495 号により、「県において境界杭を復元する」との回答をして以降、境界杭を復元できない状態が続いていた。C から境界杭設置の合意を得て、境界を確定する一連の作業のために必要な経費である。

(5) C が、復元位置が誤りである事実を告知せず隠蔽し続けているという主張について

C に対し、境界杭は道乙 4 から道乙 9 の見通しとなっていると県が誤った説明をしていたため、埋設した境界杭の位置を誤認していた。また、改めて実施する境界復元に先立つ土地の立ち入り等に関する説明の際にも、同様の認識であった

ため、県の誤りを説明したところ驚いていた。

Cは、平成30年2月に道乙4と道乙9を結んで目印のテープを設置し耕作しており、道乙4と道乙9を直線的に結んだ境界と認識している。

これらのことから、Cが事実を告知せず、隠蔽しているとは、考えられない。

(6) A課長が、設置した境界杭が誤っていることを認識しているにもかかわらず過ちを正さず隠蔽し続けているという主張について

道路管理課長Aは、道乙4と道乙9を直線的に結んで境界杭を設置したとの認識であった。本件請求をうけ、受注者に改めて確認をしたところ、道乙9ではなく道乙9に隣接する道路境界杭と道乙4を直線的に結んで設置していることが判明し、現地と境界確定書添付の境界確定図に差異があることを認識した。

第5 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

1 当該地の概要

(1) 所在地

一般県道高萩友部線：日上市十王町友部字上台 3083 番 20

(土地X, 所有者 県)

同 隣 接 地：日上市十王町友部字上台 3083 番 28

(土地Y, 所有者 C)

(2) 当該地の所有及び登記の経緯

当該地は、当初、土地X及び土地Yを含めて農林水産省（高萩営林署）が所有する国有地（日上市十王町友部字上台 3083 番 15）であった。

県道高萩友部線の道路改良に伴い、平成6年10月5日に農林水産省（高萩営林署）は、所有の国有地を3083番15と3083番20に分筆し登記した。その際に水戸地方法務局日立支局に、土地Xと土地Yの間の境界標が記された地積測量図が備えられた。

平成15年2月6日に、農林水産省（茨城森林管理署高萩事務所）は、3083番15を3083番15と3083番28に分筆し登記し、水戸地方法務局日立支局に地積測量図が備えられた。

その後、平成16年9月に3083番28は公売によりCに売却され、同年10月に

所有権移転が行われた。

(3) 境界杭設置の経緯

平成 24 年 10 月、請求人から高萩工事事務所に土地 X と土地 Y の間の境界が確認できないと申し出があり、高萩工事事務所が C に確認をしたところ、当初から杭は無かったとのことであった。

平成 24 年 12 月 25 日、請求人は土地 X と土地 Y の間の境界杭が確認できないため、原状回復し、C に費用の弁済を求める文書を知事あてに送付した。

これについて、平成 25 年 1 月 15 日付け道維第 495 号で土木部道路維持課長から請求人あてに、回答がなされており、境界杭の存在が確認できないこと、及び仮に購入時に存在していたとしても C において処分した証拠がないことから、県において境界杭を復元することとするとした。

高萩工事事務所では、C と境界杭の設置について協議を行ったが、杭の設置方法について意見が合わず難航し、平成 29 年によりやく埋設杭を設置することで協議が調った。

2 本件境界確定に係る事務手続

(1) 境界確定書について

ア 公共用財産及び隣接地の所在等

公共用財産：日立市十王町友部字上台 3083 番 20 (所有者 県)

隣 接 地：日立市十王町友部字上台 3083 番 28 (所有者 C)

イ 立 会 年 月 日：平成 29 年 9 月 22 日

ウ 協議が調った日：平成 29 年 10 月 17 日

エ 境界標の番号および位置：別添実測図記載のとおり (省略)

オ 添 付 書 類：実測図 (省略)

カ 境 界 確 定 日：平成 29 年 10 月 17 日

高萩工事事務所では、C と平成 29 年 9 月 22 日に境界立会のうえ杭を設置し、同年 10 月 17 日に境界確定書を取り交わした。境界確定書の添付書類は、平成 15 年 2 月 6 日登記の際の地積測量図及び境界確定図 (オフセット図) である。

なお、境界確定図 (オフセット図) では、既存境界杭の「道乙 4」及び「道乙 9」を直線で結んだ線上に「道乙 5」から「道乙 8」までの境界杭を設置しているように記載されている。

(2) 境界杭「道乙5」から「道乙8」までの設置について

境界杭「道乙5」から「道乙8」までの復元にあたっては、道路維持修繕工事の中の一作業として行われたものであり、その内容は、平成6年10月5日登記における地積測量図に記載されている杭のうち、「道乙5」から「道乙8」までを復元することであった。

当初は、平成6年10月5日の土地分筆登記時に作成された地積測量図の座標を基に復元を行おうとしたが、基準点が確認できず復元ができなかった。

そのため、地積測量図上にあり現地で確認できた他の境界杭から、「道乙5」から「道乙8」までのそれぞれの点について座標値を参考に復元しようとしたが、現況との差異が顕著であったため、座標値を基にした復元を断念した。

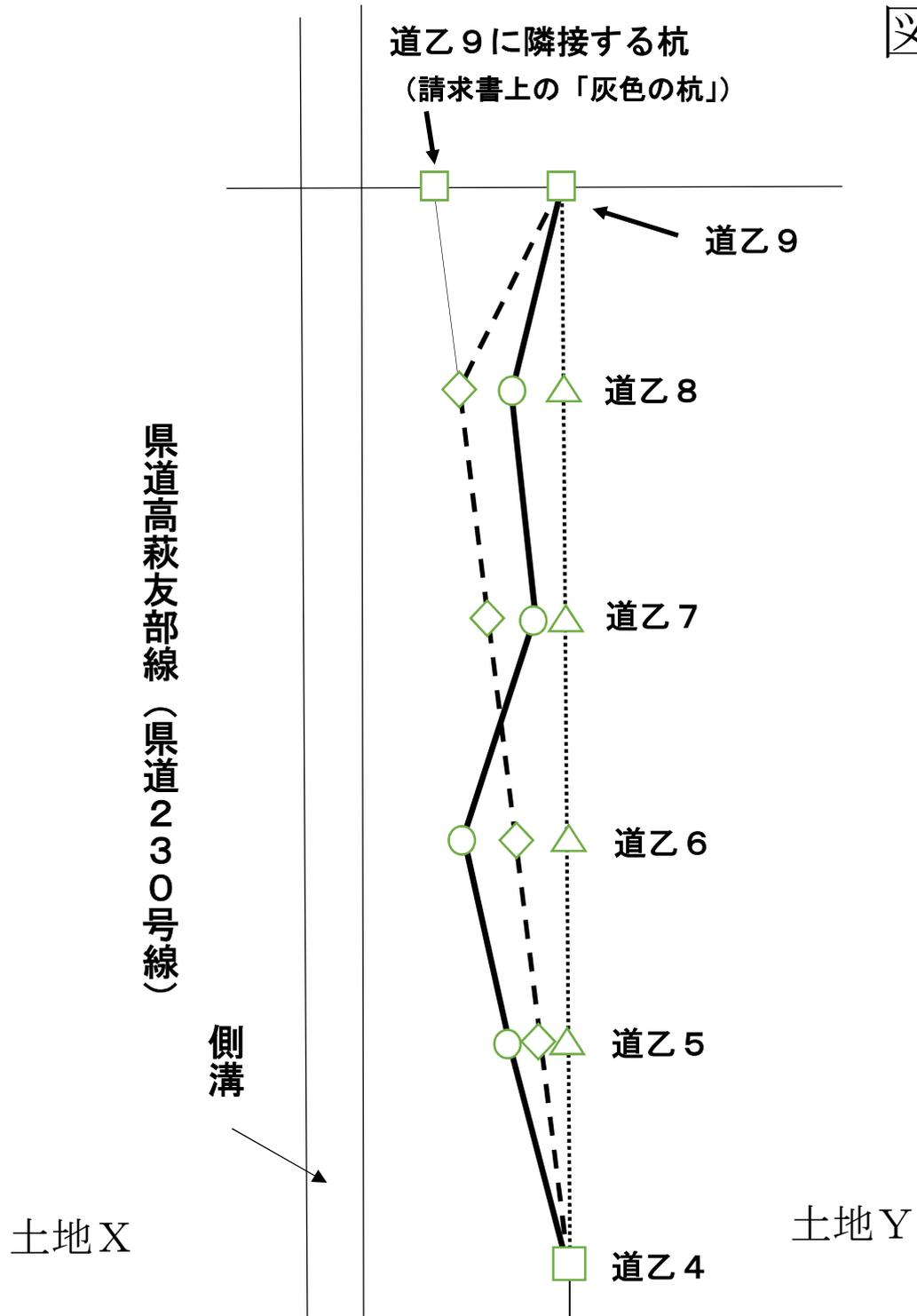
次に、既存境界杭といった現地での状況を基に境界を確定することとし、道路線形が直線であり、「道乙4」と「道乙9に隣接する杭(資料3でいう『灰色の杭』)」を結ぶ線が、道路線形構造物とほぼ等距離となることから、現地で確認できたこれらの境界杭を直線的に結んだ線上に「道乙5」から「道乙8」までを設置することとした。

しかし、請負業者は「道乙9に隣接する杭」を「道乙9」と誤って認識しており、平成29年9月22日、杭の設置のため高萩工事事務所道路管理課長 A(以下、この項において「A課長」という。)、同道路管理課係長(当時) B、地権者 Cが立ち会った際、A課長に「道乙4」と「道乙9」を結んだ線上に「道乙5」から「道乙8」までを設置したと伝えたため、A課長は、本来の「道乙9」と「道乙4」を結んだ線上に杭を設置したものと誤って認識し、Cに対してもそのように話して了解を得た。

そのため、実際の杭「道乙5」から「道乙8」までの設置位置は、「道乙4」と「道乙9に隣接する杭」を結んだ線上に設置しているものの、請負業者が作成した境界確定図(オフセット図)では、「道乙9に隣接する杭」の位置に「道乙9」と表示され、あたかも「道乙4」と「道乙9」を結んだ線上に設置しているように表示されている。

A課長は、境界確定図(オフセット図)を基に、その後の請求人やCに対しての説明では、「道乙4」と「道乙9」を結んだ線上に「道乙5」から「道乙8」までを設置したと伝えていた。

図 1



-△..... 請求人が主張する境界
- - -◇- - - 高萩工事事務所が設置した杭に基づく境界
- 地積測量図に基づき想定される境界

(3) 境界設置に係る問題点等

ア 問題点

高萩工事事務所では、地積測量図による復元が困難であったことや再度の測量に費用がかかることなどから、十分な資料調査や作業時の確認等を行わず既設道路境界杭を直線に結んだ線上に境界杭を設置してしまったが、本来であれば座標値のある地積測量図があるため、座標による復元を再度試みるべきであった。

そのため、設置した境界杭「道乙5」から「道乙8」までは、地積測量図を正しく反映しているとは言えないものとなってしまった。地積測量図に基づき想定される境界線は、図1の実線のおりとなり、「道乙4」から「道乙9」までのそれぞれの境界杭を結んだ境界と比較すると、約7㎡、県道の面積が減少している。

イ 対処方法

高萩工事事務所では、本件監査請求を受け、設置した境界杭と境界確定書添付の境界確定図が不整合となっていることを認識した。そこで、境界杭の再設置に向けて、Cと協議を行った。

Cは、境界杭の設置について今後一切疑義が生じることがないようにすることを求めており、地積測量図の座標値を元にした測量を実施することとした。

境界復元のための測量業務について、平成30年8月24日に測量業者と委託契約を締結し、復元測量を改めて実施することにより、平成29年10月17日にCと締結した境界確定書添付の境界確定図との差異を確認するとともに、新たな測量成果に基づき、改めて平成30年9月19日に境界杭を設置した。

(4) 埋設杭について

ア 設置費用 直接工事費で199,937円

イ 埋設杭とした理由

土木部では、境界杭の規格及び設置についての要領は定めているが、その中では、埋設杭とすることについての規定は特にされていない。

通常境界立会確認事務は、建設省所管国有財産管理事務取扱要領に準じて申請書の受付、承諾書の交付を行っている。この要領の中で、「隣接地所有者と合意した境界には、境界杭を建植する。」としている。

境界杭の設置は、県と地権者の合意が調うことが前提であるが、高萩工事事務所によると地権者Cは、境界杭を地表に出して設置した場合、農耕機械により破損したりすると、境界損壊罪で訴えを起こされることを特に恐れており、境界

杭を設置することに難色を示していた。

地権者の同意が得られなければ、境界杭を設置しないことが一般的であるが、平成 25 年 1 月 15 日付け道維第 495 号土木部道路維持課長通知で、「県において境界杭を復元する」との回答を請求人にしており、請求人から杭の設置を求められていたため、C に境界杭設置を求めると、埋設により境界杭を設置することとなった。

なお、今回、改めて測量し設置する境界杭については、地権者との協議の結果、埋設杭ではなく杭上部が地表に出る杭により設置した。

第 6 判断

監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により、確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 判断の理由

請求人が主張する措置ごとに判断の理由を述べることとする。

- (1) 「A 課長及び B 係長が、私有地と県道高萩友部線の境界杭のうち、逸失していた境界杭計 4 本を誤った位置に設置したため、当該県道路肩の一部約 92 m²を私有地所有権者に騙し取られ、実効的な土地の損害を生じている。誤った位置に施設した境界杭を撤去の上、正しい位置に境界杭を改めて復元し、新たな境界確定書を作成すべきである。また、費用の半額は私有地所有権者 C に負担させるべきである。」という主張について

高萩工事事務所道路管理課長 A (以下、「A 課長」という。)、同道路管理課係長 (当時) B (以下、「B 係長」という。) の指示が適切でなかったため、請負業者が「道乙 9 に隣接する杭」を「道乙 9」と誤って認識した事実が認められる。また、その結果、境界確定図 (オフセット図) に誤りが生じたうえ、A 課長が請求人や C に対して誤った説明を行ったことは問題があると言える。

しかし、そのことよりも、より精密な方法による測量を行わず、簡易的に「道乙 4」と「道乙 9 に隣接する杭」を結んだ線上に境界杭 (「道乙 5」～「道乙 8」) を設置したため、地積測量図上の「道乙 5」から「道乙 8」までの位置とは異なる位置に杭を設置してしまったことが問題である。

高萩工事事務所では本件請求後、設置した境界杭と境界確定図の不整合を認識し、改めて測量を実施し境界確定を行うこととした上で、平成 30 年 8 月 24 日に業

者と契約をし、8月29日より現地調査、9月3日より測量を実施、9月19日に誤った位置に設置した境界杭の撤去及び合意に基づき筆界に従った位置への杭の復元を行った。なお、新たに測量した結果に基づく境界線は請求人が正しいとする境界線と異なっていた。

したがって、新たな境界杭の復元位置については高萩工事事務所の誤った説明により請求人が誤認した「道乙4」から「道乙9」までを結んだ線上ではないものの、請求人が県で行なうべきと主張する正しい位置への復元措置は高萩工事事務所により既に実施されていることから、請求人の主張はその根拠を失っている。

また、本件は、県が実施した工事であり、地権者から費用を徴収する理由がないため、費用の半額をCに負担させるべきとの請求人の主張に理由はない。

なお、県が境界杭を設置する場合、隣接地権者から費用を徴収した事例はない。

(2) 「復元すべき境界杭は既存2本の杭と同様な地表に出る杭であるが、設置した境界杭は、特殊な埋設杭であり、Cに特別な便宜を図った不当な処分である。地表に出る杭を設置する代わりとして設置したガードレール費用が無駄になり損害となっている。

埋設杭での復元については破棄し、既存の境界杭同様に杭上部が地表に出る通常の境界杭を施設すべきである。」という主張について

平成29年9月22日に確定した境界については、(1)で述べたとおり改めて筆界に従い杭を設置した。

また、今回、使用した境界杭は、地権者と協議の結果、埋設杭ではなく杭上部が地表に出る杭を設置したところである。このため、請求人の主張はその根拠を失っている。

なお、ガードレール費用については、請求人の主張するような地表に出る杭を設置する代わりとして設置したものではなく、今回の「道乙5」から「道乙8」までの境界杭の設置とは、関連がない。

(3) 「設置された4本の境界杭は、結果として認められない無意味な復元になっているため、県の費用199,937円が無駄になり損害となっている。半額はCに、残りの半額はA課長及びB係長に応分負担にて弁償させるべきである。」という主張について

設置された4本の境界杭は、簡易な方法（「道乙4」と「道乙9」に隣接する杭）を結んだ線上に設置)で杭を復元する契約に基づき、財務規則に従って正式な手続

により発注されたものであり、当該契約に係る支出負担行為の権限は所長にある。また、A課長は当該支出負担行為に係る事務を直接補助する職員であり、B係長は当該契約に係る監督員であることから、いずれも法第243条の2に基づく賠償責任を負う職員であるが、同条では故意又は重大な過失により地方公共団体に損害を与えた場合に賠償責任を負うとされている。

本件の場合、境界杭「道乙5」から「道乙8」までを「道乙4」と「道乙9に隣接する杭」を直線上に結んだ線上に設置することと決定した時点では、A課長は、地積測量図に基づく境界線（図1で示す実線）を想定しておらず、登記と境界確定書との間のズレはそれほど多くはないと認識し、実際に後日、図面上試算したところ面積の差異は約7㎡であったことや、当該決定は、なるべく費用をかけずに行おうとした結果の決定であること、また、地権者Cの同意を得て境界確定をしたものであることから、故意又は重大な過失により地方公共団体に損害を与えたとはまでは言えない。

また、B係長は、A課長の指示の下で事務を遂行したものであり、境界杭の設置位置に関しての責任があるとは言えず、また監督員についても、実際に境界杭「道乙5」から「道乙8」までは、高萩工事事務所で決定した方針どおり「道乙4」と「道乙9に隣接する杭」を直線上に結んだ線上に設置されていることが認められる。

平成29年10月17日に地権者と取り交わした境界確定書に誤りがあり、県に損害が発生したことは事実であるが、A課長、B係長に故意又は重大な過失が認められないことから、賠償責任を認めることはできない。

また、(1)で述べたとおり、県が道路境界杭を設置する場合は、地権者から費用を徴収することはない。

- (4)「Cは、境界線を杭復元以前より熟知しながら、工事立会時に復元位置の誤りを告知せず、また、未だに復元位置が誤りである事実を告知せず隠蔽し続けており、刑法第246条第1項の詐欺罪に該当する。

県道路肩の一部について実効的使用権を与えたことの損害及び誤った位置の境界杭復元で発生した損害について、警察に被害届を出すと共に、故意が明白であり悪質につき、告訴すべきである。」という主張について

請求人は境界杭「道乙4」から「道乙9」までを結ぶ直線が、正しい境界線であると主張しているが、そもそもこの直線は正しい境界線ではない。

また、CはA課長が立会時に誤った説明をしたことにより、境界杭「道乙4」と「道乙9」を結ぶ直線が境界線であり、境界杭「道乙5～道乙8」は、「道乙4」

と「道乙9」を直線で結んだ線上に設置していると認識している。したがって請求人が主張する誤りを告知せず隠蔽している事実は確認できなかった。

そもそも、刑法第246条第1項の詐欺とは、人を欺き財物を交付させることであるが、監査の結果、そのような事実は確認できなかったことから、請求人の主張は認められない。

(5)「設置した境界杭が誤っていることを認識しているにもかかわらず、過ちを正さず隠蔽しているA課長の行為は、刑法第246条第2項の詐欺罪に該当する。

A課長とB係長は、民有地所有者に無償で土地の実効的使用権という利益を与えているため、また、その事実を知らずながら是正しない故意があるため、詐欺罪で告訴すべきである。」という主張について

A課長及びB係長の行為は、道路と民有地の境界を定めるために県の規則等に基づき正規の手続により行ったものである。

そもそも、刑法第246条第2項の詐欺とは、人を欺き財物上不法の利益を得、又は他人にこれを得させる行為であるが、監査の結果、そのような事実は確認できなかったため、両人の行為は詐欺罪とは認められない。よって請求人の主張は理由がない。

(6)「A課長とB係長を、誤った位置に境界杭を復元したこと、県に損害を与えたこと、公平・公正なサービスを逸脱した不当な埋設杭設置処分をしたこと、誤った位置での境界杭復元を認識しながら、改めようとしなないこと等の理由により懲戒処分すべきである。」という主張について

本県においては懲戒処分の基準についての明文の規定はないため、国家公務員に適用される「懲戒処分の指針（人事院事務総長発）」に照らし、A課長及びB係長の行為を判断したところ、該当する行為は確認できなかった。

よって、監査委員としては懲戒処分の必要性は認めない。

なお、懲戒処分とは県の内部統制のために必要な場合に行う処分であるため、知事において別途、懲戒処分を行う必要性を否定するものではない。

2 結論

以上のことから、請求に係る措置のうち、境界杭の設置に係る部分については、地積測量図に基づき新たに正しい境界が設定されているため請求の根拠が失われており、また損害賠償の請求その他の財産の管理又は公金の支出に係る請求について、

違法又は不当なものは認められないことから，請求人の主張は理由がないものと判断し，これを棄却する。